

議案第 2 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成 22 年 12 月 3 日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和 47 年沖縄県教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

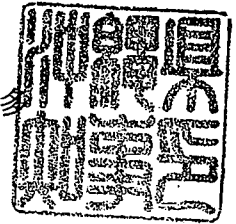
議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」
及び「特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職
員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」に対する
意見

議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「特別
職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条
例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

総人第1172号
平成22年12月1日

沖縄県教育委員会 殿

沖縄県知事 仲井 眞 弘



沖縄県教育委員会の意見を聴取すべき議案について（依頼）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別添議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」について、貴委員会の意見を求めます。

22.12.01

条例案の概要の説明

部課名 総務部人事課

1 件名

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

平成22年10月に行われた沖縄県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の都道府県の状況を考慮し、異動に係る地域手当を廃止すること等に伴い、沖縄県職員の給与に関する条例、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例、沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。〈第1条〉
 - ア 異動に係る地域手当を廃止する。(第2条、第14条の2及び第34条の2関係)
 - イ 給与から控除できるものとして、社団法人沖縄県教職員共済会の共済掛金等を加える。(第3条の3関係)
 - ウ 時間外勤務手当について、日曜日を月に60時間を超える時間外勤務の合算に含める。(第22条関係)
- (2) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。〈第2条関係〉
 - ア 異動に係る地域手当を廃止する。(第5条の2及び第20条の2関係)
 - イ (1)ウに関連して、所要の改正を行う。(第17条関係)
- (3) 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。〈第3条〉
 - ア 異動に係る地域手当を廃止する。(第6条の2及び第21条の2関係)
 - イ (1)ウに関連して、所要の改正を行う。(第18条関係)
- (4) 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改

正する。〈第4条〉

ア 異動に係る地域手当を廃止する。(第8条及び第28条関係)

イ (1)ウに関連して、所要の改正を行う。(第23条関係)

(5) この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、(1)イは公布の日から施行する。〈附則第1項〉

(6) (1)ウの改正に伴い、所要の改正を行う。〈附則第2項〉

4 根拠法令

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条、第14条及び第24条から第26条まで

(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条

(4) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項

(5) 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項

5 関係各課との調整状況

人事委員会、教育庁、警察本部、企業局、病院事業局及び財政課と調整済

6 添付資料

(1) 新旧対照表

(2) 根拠法令等の参照条文

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(第14条の2の規定による地域手当の月額については、第13条第1項の地域を異にする異動に係る地域手当の月額で、当該手当を支給される職員が同条の規定によるものとした場合に支給される地域手当の月額に相当する額に限る。第27条及び第28条において同じ。)」を削る。

第3条の3第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる団体が取り扱う共済の共済掛金及び保険の保険料

ア 社団法人沖縄県教職員共済会(昭和26年6月28日に社団法人沖縄教職員共済会という名称で設立された法人をいう。)

イ 財団法人日本教育公務員弘済会沖縄支部(昭和30年7月6日に財団法人日本教育公務員弘済会という名称で設立された法人の沖縄支部をいう。)

ウ 財団法人沖縄県警察共助会(昭和57年5月24日に財団法人沖縄県警察共助会という名称で設立された法人をいう。)

エ 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)第58条の認可を受けた組合であつて、職員であることを当該組合の組合員の資格とするもの

オ 法第53条の規定により登録された職員団体

第3条の3に次の3号を加える。

(3) 次に掲げる団体の会費、貸付金及び立替金に係る返還金並びに物資購入に係る代金

ア 前号アからエまでに掲げる団体

イ 社団法人沖縄県官公庁労働者共済会(昭和45年6月10日に社団法人沖縄官公庁労働者共済会という名称で設立された法人をいう。)

(4) 法第53条の規定により登録された職員団体の組合費

(5) 職員の福利厚生を増進を図るため、職員に対する給付事業及び福利厚生事業を行う団体であつて、職員であることを当該団体の会員の資格とするものの会費

第14条の2を削る。

第22条第5項中「勤務時間条例第3条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。」を削り、「第4項の」を「前項の」に改める。

第34条の2第2項中「から第15条まで」を「、第15条」に改める。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和47年沖縄県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第5条の2を削る。

第17条第1項中「休日等」を「時間外勤務代休時間又は休日等」に改める。

第20条の2中「、第5条の2」を削る。

(沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和47年沖縄県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第6条の3を削る。

第18条第1項中「休日等」を「時間外勤務代休時間又は休日等」に改める。

第21条の2中「、第6条の3」を削る。

(沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年沖縄県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項を削る。

第23条第1項中「休日等」を「時間外勤務代休時間又は休日等」に改める。

第28条第1項から第3項までの規定中「及び第3項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第1条中沖縄県職員の給与に関する条例第3条の3の改正規定は、公布の日から施行する。

(沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

2 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「から第15条まで」を「、第15条」に改める。

平成22年12月 日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理由

人事委員会の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の都道府県の状況を考慮し、異動に係る地域手当を廃止する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

新旧対照表 (第1条関係)

沖繩県職員の給与に関する条例 (昭和47年沖繩県条例第53号) 新旧対照表	現 行
改 正 案	現 行
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第2条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額(第14条の2の規定による地域手当の月額については、第13条第1項の地域を異にする異動に係る地域手当の月額で、当該手当を支給される職員が同条の規定によるものとした場合に支給される地域手当の月額に相当する額に照準する。第27条及び第28条において同じ。)の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。</p> <p>(給与からの控除)</p> <p>第3条の3 給与の支給に際しては、その給与から次の各号に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>(1) 県職員住宅の貸付料</p> <p>(2) 次に掲げる団体が取り扱う共済の共済掛金及び保険の保険料</p> <p>ア 社団法人沖繩県教職員共済会(昭和26年6月28日に社団法人沖繩教職員共済会という名称で設立された法人をいう。)</p> <p>イ 財団法人日本教育公務員弘済会沖繩支部(昭和30年7月6日に財団法人日本教育公務員弘済会という名称で設立された法人の沖繩支部をいう。)</p> <p>立 財団法人沖繩県警察共助会(昭和57年5月24日に財団法人沖繩県警察共助会という名称で設立された法人をいう。)</p> <p>エ 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)第58条の認可を受けた組合であつて、職員であることを当該組合の組合員の資格とするもの</p> <p>オ 法第53条の規定により登録された職員団体</p> <p>(3) 次に掲げる団体の会費、貸付金及び立替金に係る返還金並びに物資購入に係る代金</p> <p>ア 前号アからエまでに掲げる団体</p> <p>イ 社団法人沖繩県官公庁労働者共済会(昭和45年6月10日に社団法人沖繩官公</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第2条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額(第14条の2の規定による地域手当の月額については、第13条第1項の地域を異にする異動に係る地域手当の月額で、当該手当を支給される職員が同条の規定によるものとした場合に支給される地域手当の月額に相当する額に照準する。第27条及び第28条において同じ。)の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。</p> <p>(給与からの控除)</p> <p>第3条の3 給与の支給に際しては、その給与から次の各号に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>(1) 県職員住宅の貸付料</p> <p>(2) 警察共済組合沖繩県支部が取り扱う積立貯金の積立金</p>

庁労働者共済会という名称で設立された法人をいう。)

(4) 法第53条の規定により登録された職員団体の組合費

(5) 職員の福利厚生を増進を図るため、職員に対する給付事業及び福利厚生事業を行う団体であつて、職員であることを当該団体の会員の資格とするものの会費

(地域手当)

第13条 (略)

2 (略)

(地域手当)

第13条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | | |
|-----|-----|---------|
| (1) | 1級地 | 100分の18 |
| (2) | 2級地 | 100分の15 |
| (3) | 3級地 | 100分の12 |
| (4) | 4級地 | 100分の10 |
| (5) | 5級地 | 100分の6 |
| (6) | 6級地 | 100分の3 |

3 前項の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

第14条 医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の15を乗じて得た月額地域手当を支給する。

第14の2 削る。

第14条の2 第13条第1項の人事委員会規則で定める地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合において、当該異動の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合(同条第2項各号に定める割合をいう。以下同じ。)が、当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合に人事委員会規則で定める割合(以下「調整割合」という。)を乗じて得た割合に達しないこととなるとき、又は当該異動の直後に在勤する地域が同条第1項の人事委員会規則で定める地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前条の規定により地域手当を支給される期間を除き、前2条の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、当該異動の日から1年以内の期間、当該異動の日の前日に在勤していた

条例案の概要の説明

部課名 総務部人事課

1 件名

特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の額を減ずる特例措置について、条例制定時と比べて県の財政状況が改善されたことを勘案して、当該特例措置の一部を廃止する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者の給料月額の特例措置を廃止する。（第1条関係）
- (2) 特別職の秘書の給料月額及び期末手当の特例措置を廃止する。（第2条関係）
- (3) 教育長の給料月額の特例措置を廃止する。（第3条関係）
- (4) 大学の学長の給料月額の特例措置を廃止する。（第4条関係）
- (5) 一般職の職員の管理職手当以外の給与の特例措置を廃止する。（第5条関係）
- (6) 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第3号）附則第7項から第9項までの規定による経過措置額に関する特例措置を廃止する。（第6条関係）
- (7) 一般職の職員の退職手当の調整額に関する特例措置を廃止する。（第8条関係）
- (8) この条例は、平成23年1月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例（平成20年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「、副知事、常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者（次項において「知事等」という。）」を「及び副知事」に改め、「、常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者にあっては同表に定める給料月額からその100分の5に相当する額を」を削り、同条第2項中「知事等の」を「知事、副知事、常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者の」に改める。

第2条を削る。

第3条の見出し中「給与」を「期末手当」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「教育長給与条例」を「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年沖縄県条例第44号）」に改め、同項を第2条とする。

第4条の見出し中「給与」を「期末手当」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「給与条例」を「沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）」に改め、同項を第3条とする。

第5条の見出し中「給与」を「管理職手当」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「職員」を「給与条例又は沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）の適用を受ける職員」に改め、同条第4項から第6項までを削り、同条第3項を第4条とする。

第6条を削る。

第7条中「第5条第3項」を「第4条」に、「同項」を「同条」に改め、同条を第5条とする。

第8条を削り、第9条を第6条とする。

附則第5項から第10項までを削る。

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

平成22年12月 日提出

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

理 由

県の財政状況が条例制定時と比べて改善されたことを勘案して、給与の額を減ずる特例措置の一部を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

新旧対照表

特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例（平成20年沖繩県条例第4号）新旧対照表	現 行
<p>（知事等の給与の特例）</p> <p>第1条 知事、副知事、常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者（次項において「知事等」という。）の平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における給料月額（以下「特例期間」という。）における給料月額（昭和47年沖繩県条例第96号。以下この条において「知事等給与条例」という。）第3条の規定にかかわらず、知事にあつては知事等給与条例別表第1に定める給料月額からその100分の10に相当する額を、副知事にあつては同表に定める給料月額からその100分の7に相当する額を、常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者にあつては同表に定める給料月額からその100分の5に相当する額をそれぞれ減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める給料月額とする。</p> <p>2 知事、副知事、常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者の特例期間における期末手当の額は、知事等給与条例第7条の規定にかかわらず、同条の規定による期末手当の額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。</p> <p>第2条 削る。</p>	<p>（知事等の給与の特例）</p> <p>第1条 知事、副知事、常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者（次項において「知事等」という。）の平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における給料月額（以下「特例期間」という。）における給料月額（昭和47年沖繩県条例第96号。以下この条において「知事等給与条例」という。）第3条の規定にかかわらず、知事にあつては知事等給与条例別表第1に定める給料月額からその100分の10に相当する額を、副知事にあつては同表に定める給料月額からその100分の7に相当する額を、常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者にあつては同表に定める給料月額からその100分の5に相当する額をそれぞれ減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める給料月額とする。</p> <p>2 知事、副知事、常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者の特例期間における期末手当の額は、知事等給与条例第7条の規定にかかわらず、同条の規定による期末手当の額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。</p> <p>第2条 削る。</p>
<p>（知事等の給与の特例）</p> <p>第1条 知事、副知事、常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者（次項において「知事等」という。）の平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における給料月額（以下「特例期間」という。）における給料月額（昭和47年沖繩県条例第96号。以下この条において「知事等給与条例」という。）第3条の規定にかかわらず、知事にあつては知事等給与条例別表第1に定める給料月額からその100分の10に相当する額を、副知事にあつては同表に定める給料月額からその100分の7に相当する額を、常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者にあつては同表に定める給料月額からその100分の5に相当する額をそれぞれ減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める給料月額とする。</p> <p>2 知事、副知事、常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者の特例期間における期末手当の額は、知事等給与条例第7条の規定にかかわらず、同条の規定による期末手当の額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。</p> <p>第2条 削る。</p>	<p>（特別職の秘書の給与の特例）</p> <p>第2条 特別職の秘書（次項において「秘書」という。）の特例期間における給料月額は、沖繩県特別職の給与及び旅費に関する条例（昭和59年沖繩県条例第27号。次項において「秘書給与条例」という。）第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により知事が定める給料月額からその100分の3に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により知事が定める給料月額とする。</p> <p>2 秘書の特例期間における期末手当の額は、秘書給与条例第4条の規定にかかわらず、同条の規定による期末手当の額からその100分の2に相当する額を減じた額とする。</p>

<p>(教育長の期末手当の特例)</p> <p><u>第2条</u> 教育長の特例期間における期末手当の額は、<u>沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例</u>（昭和47年<u>沖縄県条例第44号</u>）<u>第4条</u>の規定にかかわらず、同条の規定による期末手当の額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。</p> <p>(大学の学長の期末手当の特例)</p> <p><u>第3条</u> 大学の学長の特例期間における期末手当の額は、<u>沖縄県職員の給与に関する条例</u>（昭和47年<u>沖縄県条例第53号</u>。以下「<u>給与条例</u>」という。）<u>第27条</u>第2項及び<u>附則第10項</u>の規定にかかわらず、これらの規定による期末手当の額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>る。</p> <p>(教育長の給与の特例)</p> <p><u>第3条</u> 教育長の特例期間における給料月額は、<u>沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例</u>（昭和47年<u>沖縄県条例第44号</u>。次項において「<u>教育長給与条例</u>」という。）<u>第3条</u>の規定にかかわらず、同条に定める給料月額からその100分の3に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める給料月額とする。</p> <p>2 教育長の特例期間における期末手当の額は、<u>教育長給与条例</u>第4条の規定にかかわらず、同条の規定による期末手当の額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。</p> <p>(大学の学長の給与の特例)</p> <p><u>第4条</u> 大学の学長の特例期間における給料月額は、<u>沖縄県職員の給与に関する条例</u>（昭和47年<u>沖縄県条例第53号</u>。以下「<u>給与条例</u>」という。）<u>第7条</u>の2第1項及び<u>附則第10項</u>の規定にかかわらず、これらの規定により任命権者が定める給料月額からその100分の3に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、<u>第7条</u>の2第1項の規定により任命権者が定める給料月額とする。</p>
<p>(一般職の職員の管理職手当の特例)</p> <p><u>第4条</u> 給与条例又は<u>沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例</u>（平成14年<u>沖縄県条例第59号</u>）の適用を受ける職員の特例期間における管理職手当の月額は、<u>給与条例</u>第10条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる管理職手当の月額からその100分の15に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる管理職手当の月額とする。</p>	<p>2 大学の学長の特例期間における期末手当の額は、<u>給与条例</u>第27条第2項及び<u>附則第10項</u>の規定にかかわらず、これらの規定による期末手当の額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。</p> <p>(一般職の職員の給与の特例)</p> <p><u>第5条</u> 給与条例、<u>沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例</u>（平成14年<u>沖縄県条例第51号</u>。以下この項及び第4項において「<u>任期付研究員条例</u>」という。）又は<u>沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例</u>（平成14年<u>沖縄県条例第52号</u>。以下この項、次項及び第4項において「<u>任期付職員条例</u>」という。）の適用を受ける職員（大学の学長を除く。以下この条及び<u>附則第5項</u>から<u>第10項</u>までにおいて「<u>職員</u>」という。）の特例期間における給料月額は、<u>給与条例</u>第5条、<u>第6条</u>、<u>第7条</u>（<u>沖縄県職員の育児休業等に関する条例</u>（平成4年<u>沖縄県条例第6号</u>。以下この項において「<u>育児休業条例</u>」という。）<u>第15条</u>及び<u>第24条</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、<u>第7条</u>の2第2項及び<u>附則第10項</u>、<u>任期付研究員</u></p>